

訪問介護重要事項説明書

< 2024年 08月 21日 現在 >

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0242-85-7080 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:20まで

担 当 鈴鹿 ひとみ 熊倉 静江

1. (株)ケアネットヘルパーステーション会津の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	株式会社 ケアネットヘルパーステーション会津
所在地	会津若松市門田町工業団地37-1
介護保険事業所番号	0770201499
通常の事業の実施地域 ※	・会津若松市 ・会津美里町 ・湯川村

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区 分	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス提供責任者	2名	
ホームヘルパー	2名	5名

(3) 営業日、営業時間

営 業 日	年 中 無 休		
サービスの提供時間	通常時間帯	早 朝	夜 間
	8:00 ～ 18:00	6:00 ～ 8:00	18:00 ～ 22:00
祭日を含む日～土	○	○	○
受付時間 月～金	8:30～17:20		

※ サービスの提供に関しては時間帯により料金が異なります

2. サービス内容・加算料金

- | | | |
|-------------------|---|---|
| (1) 身体介護 | ・食事介助
・入浴介助
・排泄介助
・清拭
・体位変換 | 等 |
| (2) 生活援助 | ・買物
・調理
・清掃
・洗濯 | 等 |
| (3) その他のサービス・介護相談 | | 等 |

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表 ー 基本料金・昼間 ー】※特定事業所加算Ⅱを含む金額

(単位/回)

	介護報酬
身体介護中心	
20分未満	179
20分～30分未満	268
30分～1時間未満	426
1時間～1.5時間未満	624
生活援助中心	
20分～45分未満	197
45分以上	242

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

20分以上	340
45分以上	411
70分以上	483

(単位/回)

- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 加算料金

1 早朝・夜間・深夜の訪問加算

基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

2 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%/月

サービス別の基本サービス費に、各種加算減等を加えた一ヵ月あたりの総単位数にサービス加算(24.5%)を乗じた単位数

3 初回加算 200単位/月 2,000 円

訪問初回月内にサービス提供責任者自ら又は同行により、訪問した場合

4 緊急時訪問介護加算 100単位/回 1,000 円

利用者やその家族から要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時にサービス提供者、又は訪問介護員が居宅サービス計画に無い訪問介護(身体介護)を行った場合

5 特定事業所加算Ⅱ 要介護 10%/月

介護福祉士が3割以上実務している事業所

(3) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス従業員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 0242-85-7080)

但し、ご契約者の体調不良等正当な事由が有る場合は、この限りではありません。

ご利用24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用24時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料の 10%

(5) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

当月の料金の合計額の請求書を明細を付して翌月20日までに送付します。

お支払い方法は毎月26日に金融機関の口座引落としにより支払っていただきます。

4. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 事業の目的

株式会社ケアネットが行う指定訪問介護事業(以下訪問事業という)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員」という)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 事業所の訪問介護員等はその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村・居宅介護支援事業者・地域も保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 介護事業を通じ、高齢化社会に貢献し介護保険制度の発展に寄与する。

(3) その他

事 項	有 無
ホームヘルパーの変更の可否	○
従業員の研修の実施	○
サービスマニュアルの作成	○
その他	

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- (2) 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

7. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者： 管理者 本名由美

- (5) サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8. 身体拘束について

当事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、緊急性・非代替性・一時性の三原則に留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時・理由・様態等について記録を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底しています。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従事者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を定期的実施しています。

10. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症が非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. サービス提供の記録

事業所は本サービスも提供記録も作成することとし、本契約の終了後5年間保管します。

12. サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用お客さま相談・苦情担当

電 話 ・0242-85-7080
受付時間 ・月曜日～金曜日 ・午前 8時30分～午後 5時20分
担 当 鈴鹿 ひとみ 熊倉 静江

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福島県福祉運営適正化委員会	024-523-2943
福島県国民健康保険団体連合会(介護サービス相談窓口)	024-523-2702
(苦情相談窓口)	024-528-0040
会津若松市高齢福祉課	0242-39-1247
会津美里町健康ほけん課	0242-55-1145
湯川村住民課福祉係	0242-27-8810

13. 個人情報の保護

事業所は利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- (1) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ契約書により得るものとする。

14. 第三者評価の有無

有	無
---	---

15. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ケアネット
資本金	3,000万円（富士通100%出資）
本社所在地	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
事業所	川崎，小山，明石，熊谷，長野，会津，岩手
事業内容	居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 福祉用具貸与事業 短期入所生活介護事業 認知症対応型共同生活介護事業 認知症共用型通所介護事業

2024年 8 月 21日 改正

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者
事業者名 株式会社 ケアネットヘルパーステーション会津
(介護保険事業所番号) 0770201499
所在地 福島県会津若松市門田町工業団地37-1
名 称 センター長 本名 由美 印
説明者 所 属
氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印
(ご家族様又は代理人) 住 所
氏 名 印